㈡ 特別党費

(イ) 代議士 月額 二十円
(ロ) 道府県会議員 月額 三円
(ハ) 六大都市之会議員 月額 二円
(ニ) 其他の市会議員 年額 五円
(ホ) 町村会議員 年額 三円

㈢ 維持会費、一般寄附金
本部は財務部長の承認なくして一切の寄附金を受くる事を得ず。

B、党員の権利義務と党費納入
㈠ 党費納入せざるものは党員たり得ず
㈡ 新支部は党員名簿に党費を添へて申込にあらずんば之が成立を承認すべからず。
㈢ 党費納入と同時に本部は党員証を発行す。
㈣ 党費未納の支部及び支部聯合会に対しては本部は財務部長の意見をきゝ、地士 迄道の要求を拒絶することを得。
㈤ [illegible]代議[illegible]党員[illegible]を基準として配分すべし。

C [illegible]
㈠ [illegible]長とし、地方[illegible]財務委員会を組織す。地方財務部員は地方財務部員は当該府県の本部納入に責任を有す。

附帯決議

一 各支部並に各聯合会は昭和五年四月迄に党費納入の有無を以て党員を整理し党員名簿を提出すべし。本年度に提出済の分は此の限りにあらず。
二、本大会出席の代議員は各府県別に協議会を開き、昭和五年度財務委員を選出し、大会終了迄に大会書記長の手許に提出すべし。
理由 (略)

党務委員制樹立に関する決議

第二十号案
田所輝明

主文

一、本年度より党内に左の特別活動部内を設置す、その要綱左の如し
(イ) 党務委員会は常任中央執行委員会の統制下にあつて、党の活動の